

大阪大学における営利目的の名義の使用の特例に関する基本指針

大阪大学では、教育・研究活動を通じ、数多くの教育・研究活動の成果を社会に還元してきました。昨今、大学を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、大学から社会への知の還元が従前以上に要請され、本学及び教職員等が教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元する機会が増大しています。そのとき、誇るべきその教育・研究活動の成果が本学において得られたことを国内外に対して明示することは、本学として社会の要請に応えていることを伝えるものとなります。

しかしながら、その教育・研究活動の成果を具現化した製品又はサービス等の営利目的使用にあたり、徒に本学の名を冠し誇大な又は誤ったメッセージが学外者に伝わることは避けなければなりません。教職員等各々が、「大阪大学」が有する立場や社会的影響力を十分に認識した上で、事実のみを正確に表示することに努めることこそ、責任ある大学人としての見識を示すものと思われまます。

なお、教職員等はもちろんのこと、本学において教育・研究活動に従事している者全てに対して、本学の名義等を営利目的で使用する場合には、「大阪大学における営利目的の名義の使用の特例に関する取扱要領」及び本基本指針に沿った対応をお願いするところです。

1. 本学が許可しない表示

本学は、法律及び本学規定に基づき、以下のような事項について、本学の商標及び本学の名義等の使用を原則として認めません。

- (1) 商標法の趣旨に鑑み、大学そのものを表す著名性のある商標（大学名、大学名の略称、学章など）は、原則として第三者へ使用権を許諾しません。ただし、本学が自ら行う業務と認めた場合に限り、本学の名義等の第三者使用にはあたらず本学による使用とみなします。
- (2) 本学兼業規程に定める兼業に関し、営利企業の事業に直接関与する場合（営業、販売、宣伝・広告等）について、本学の名義等の使用はできません。
- (3) 本学が大学法人として契約を締結していない又は契約の内容を超えた範囲で、本学の名義等の使用を第三者に認めることはできません。
例：「大阪大学が作成した〇〇」、「大阪大学が推薦する〇〇」
- (4) 営利機関が主体的に関与する会合及び刊行物等での本学教職員等による発表・寄稿等において、本学の名義等を使用して特定の商品・サービス等を推薦することはできません。ただし、本学が自ら行う業務と認めた場合の名義等の使用は、商品・サービス等の推薦にはあたらないものとみなします。

2. 許可される表示

教職員等の教育・研究活動の成果の出所由来表示を行なう場合や、本学又は教職員等の関連性を表示するような場合は、「1. 本学が許可しない表示」にあたらない場合に限り、「大阪大学における営利目的の名義の使用の特例に関する取扱要領 別表」のように事実に基づいた表示の使用を行なうことが許可を受け、可能となります。その際も、必要以上に誇大な表示にならないよう、また本学や本学教職員が特定の商品进行を推奨しているような誤解を与えないような配慮が必要です。

3. 留意事項

商品表示の販売事業者には、以下のような責任が伴います。

(1) 科学的根拠と表示内容の適合に関する責任

科学的根拠に基づいて確認した知見・データと、商品・サービス等に表示する表現との間に、乖離がないこと、誤解を招く表現となっていないことについて、販売事業者が責任を持つ必要があります。

(2) 安全性及び機能性に関する科学的根拠の内容及び説明、並びに販売に関する責任

商品・サービス等における安全性及び機能性に関する科学的根拠の内容及び説明に関する責任及び販売に関することについて、販売事業者が責任を持つ必要があります。

(3) 知的財産権に関する事項に係る責任

知的財産権の侵害やその他各種法令違反がないことを、販売事業者が責任をもって確認をする必要があります。

(4) その他の責任

本学が製品・サービスを推薦・保証等をするような表現を避けるとともに、本学に対して損害が生じた場合も含め、表示した商品・サービスに関する一切の責任を販売事業者が負うことを明示する必要があります。

4. その他

本学の教育・研究活動に関係する営利企業等との契約締結の事実等を営利企業等が公表すること（以下、「契約締結の事実等の公表」という。）については、本学の名義等を営利目的で使用することには該当しません。

ただし、契約締結の事実等の公表を行うにあたっては、当該事実等を製品又はサービス等の営利目的に関連づけることや、本学の名を冠し誇大な又は誤ったメッセージが学外者に伝わるものがあってはなりません。